

第5章 法第32条関係

(協議書等の交付)

第20条 法第32条第1項に規定する「公共施設の管理者」から協議成立書等の交付を受けた者は、同項の協議をし、その同意を得たものとみなす。

2 法第32条第2項に規定する「管理することとなる者」から協議成立書等の交付を受けた者は、同項の協議を経たものとみなす。

(開発行為に関係がある公共施設)

第21条 法第32条第1項に規定する「開発行為に関係がある公共施設」とは次のものをいう。

- (1) 開発区域内にある既存の公共施設
- (2) 開発区域外にあって、開発区域内に新設する道路を接続することとなる既存道路
- (3) 開発行為の実施に伴って変更又は廃止されることとなる公共施設
- (4) その他開発行為の実施に伴って影響を受けることとなる公共施設

※ 河川・農業用水路等の管理権限を有しない水利組合、水利権者、農業用水使用関係者等は、公共施設管理者ではないが、必要に応じて十分協議・調整を行うものとする。